

広島県告示第二十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、昭和六十三年三月二十八日広島県告示第三百四十五号で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち、西横路二二四〇地区を廃止する。

平成二十七年一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦